

能美市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

平成29年3月16日

能美市訓令第2号

(趣旨)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、法第7条に規定する事項に関し、職員(非常勤職員を含む。以下同じ。)が障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)に即して適切に対応するために、必要な事項を定めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 職員は、法第7条第1項の規定に基づき、その事務又は事業を行うに当たり、障害(身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。))その他の心身の機能の障害をいう。以下同じ。)を理由として、障がい者(障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。以下同じ。)でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。この場合において、職員が留意すべき事項は別に定めるものとする。

(合理的配慮の提供)

第3条 職員は、法第7条第2項の規定に基づき、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)の提供をしなければならない。この場合において、職員が留意すべき事項は別に定めるものとする。

(所属長の責務)

第4条 所属長は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項に留意して障がい者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう注意し、及び障が

い者に対して合理的配慮の提供がなされるように環境の整備を図らなければならない。

- (1) 所属所員への日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し注意を喚起し、及び障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めるよう指導すること。
- (2) 障がい者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合は、所属所員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 所属長は、障害を理由とする差別の解消に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(相談体制の整備)

第5条 職員による障害を理由とする差別の解消に関して、障がい者及び家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するための相談窓口を総務部総務課に置く。

- 2 前項の相談等を受ける場合は、相談者の性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、FAX、電子メールその他の障がい者がコミュニケーションを取りやすい多様な手段で対応するものとする。
- 3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用するものとする。
- 4 第1項の相談窓口は必要に応じ、相談体制の充実を図るよう努めるものとする。

(職員の研修及び啓発)

第6条 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し必要な研修及び啓発を実施するものとする。

- 2 前項の研修は、新規採用職員にあつては障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について、また新たに所属長になった職員にあつては障害を理由とする差別の解消に関し求められる役割についての研修その他総務課長が必要と認める研修とする。
- 3 前項の研修の内容及び詳細については総務課長が定める。

附 則

この要領は、公表の日から施行する。